

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の利用料金の減免に関する要綱

1 この要綱は、静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の利用料金について、静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例第10条の規定に基づき、指定管理者が減免を行う場合の基準を定めるものとする。

2 減免の基準は、次表に定めるところによるものとする。

利用料金の種類又は区分	減免する場合	減免の内容
(1) 創作体験施設利用料金 のうち一般体験	① 市長が特に必要と認めた場合	市長が必要と認めた額の減額又は免除
(2) 創作体験施設利用料金 のうち教室体験	① 市長が特に必要と認めた場合	市長が必要と認めた額の減額又は免除
(3) 駐車場利用料金	① 国又は地方公共団体が公用又は公益のために利用する場合	免除
	② 市長が特に必要と認めた場合	市長が必要と認めた額の減額又は免除

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。